清代内蒙古の地商經濟

鐵山博

はじめに
一 清代後套の農業開發
二 地商の農業經營
三 地商經濟の展開
おわりに

はじめに

清代内蒙古の察哈爾、綏遠一帶に「地商」あるいは「戶總」と呼ばれる漢人勢力が出現し、蒙旗各旗から土地を承租して牧地の農地化を推進した。この地商の歷史的評價をめぐってはいくつかの見解がある。一九四四年に内蒙古の社會實態調査を行った今堀誠二氏は、「地商制度は封建的高率地代の占取が直接的目的の、商業資本が寄生地主となることを眼目とした特殊大地主制度であり、土地出租の際、地商は財股（土地、經營資金）を、農民は身股（用水權、耕作權及び農具、その他）を代表する『合夥』制という『共同體』的擬制をとるが、その本質は半封建的なアンシャン・レジーム體制であり、地商は近代化への芽を全く持っていない」とされた。(1) また安齋庫治氏は、「一般的には地商或いは戶總は地主といえる。渠道〔水路。引用文の〔 〕内は筆者註。以下同じ〕は半地主的農業經營者または商業資本の力で開削された」としている。(2)

他方、最近中國では、「地商經濟には濃厚な封建的要素があったが、短工という自由雇傭勞働者と資本主義的生産關係を取り結び、大量の資金を農田水利建設に投資し、資本主義的な商業的農業生産を行っており、地商は新式のブルジョワ農場主である」という積極的・肯定的評價が出現している。(3) このように地商の評價は、「寄生地主」から「半地主的農業經營者」、さらには「ブルジョワ農場主」まで大きく分かれている。これは、地商に對する農業經營を前期的地主經濟の再版、地主・商人・高利貸の三位一體型搾取の邊境タイプとみるのか、それとも資本主義的農業經營とみるのか、また地商と農民の關係を封建的隷屬關係の再編とみるのか、それとも資本主義的生産關係の創出とみるのかで、その歷史的評價が分かれたものと思われる。

地商が中國經濟の社會態勢の中で、最終的には前近代的寄生地主に轉化したとしても、その歷史的性格は清朝の蒙古支配形態の差異、漢人地商の內蒙古への進出時期の差異、農地開墾に伴う水利開發の有無、勞働形態、商品生産の中味及び市場との關係等により、內蒙古各地によっても幾分異なっていたであろうことが豫想される。すなわち、蒙古封建領主制と牧畜經濟の解體過程の中から發生してきた地商が、一定の歷史的段階において、國內的・國際的條件に規定されながら展開した農業經營の實態を考察することが必要となろう。本稿は先學の研究を繼承しつつ、清代內蒙古後套地區における地商の農業經營と商業活動の實態分析を通じて、その歷史的性格の一端を明らかにしようとするものである。

一　清代後套の農業開發

「天下の黃河、惟だ一套を富ますのみ」、あるいは「黃河百害、惟だ一套を富ますのみ」などと俗諺される。ここに言う「一套」とは河套（オルドス）を指しており、この俗諺は黃河の河水を利用した灌漑農業の生産力の高さを表現するものである。後套とは河套の北端に位置し、黃河主流の南遷により黃河以北に劃出された地域を指す（圖參照）。地理的には、北は狼山（陰山山脈）、南は黃河、西は阿拉善旗東境、東は烏拉山に圍まれた一帶であり、行政的には伊克昭盟達拉特

圖 清末後套略圖

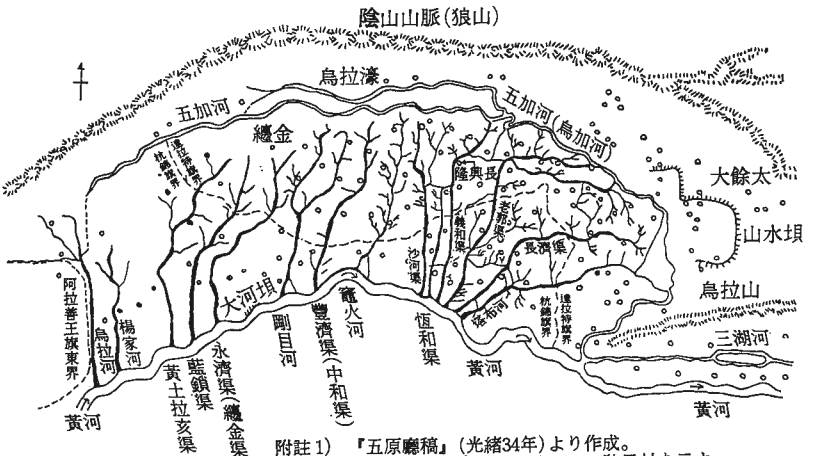

附註 1) 『五原廳稿』(光緒34年)より作成。
2) ○は一般村、●はカトリックの教民村を示す。

旗・杭錦旗の一部と烏蘭察布盟烏拉特西公旗の南部にあたり、面積は約一萬平方キロ・メートルである。これに對し、南遷後の黃河(南河)以南を前套と言った。

黃河主流の南遷は、狼山の溪水からの沙土の流入や沙漠からの風沙による北河の淤塞が主たる原因だが、「相傳によれば、清初に復た大地震を經て、地域が沈淪した。乾隆の閒、河勢は南遷し、涸出し始め、漢族漁人の其の地に足跡する者が初めて近河に於いて桔槹で取水し、試耕して利を穫た」[4]とあるように、清初後套に大地震が發生して地盤が沈下し濕地となったことも關係があるようで、清初から河勢は變動しはじめ、乾隆年閒(一七三六~九五)に南河がしだいに主流となり、濕地や湖沼が涸れ、桔槹(はねつるべ)を用いた漢人漁民の初歩的な灌漑農業が開始された。その後、北河はしだいに淤塞し、一九世紀には北河の上流部分は烏拉河、下流部分は烏加河(五加河)と呼ばれるようになった。

黃河の南遷は後套の農業開發にとって決定的な自然條件の變化であった。すなわち、後套の地勢は西南が高く、東北が低いので、南遷により黃河北岸に渠口を開き、渠道を開鑿して東北流させることが可能となったのである。河套の土壤は、「河套墾地はほぼ二類に分かれる。一つは城土であり、必ず河水の浸灌を得て始めて播種でき、渠地

と呼ばれ、收穫は極めて豊かである。河水を得なければ、棄てて石田となる。寧夏、後套、三湖灣などがこれである。一つは砂土であり、河水の浸灌が不用で、日光の蒸曬汽化の作用を得て、夜寒に凝固した水分が土地を潤濕させることで種植でき、旱地と呼ばれ、收穫は比較的少ない。前套の地などがこれである(5)」とあるように、後套はアルカリ土壤であり、しかも年閒降雨量が一〇〇～三〇〇ミリ・メートル、年閒蒸發量が二、〇〇〇ミリ・メートル前後という嚴しい乾燥氣候の下では、水がなければ土地は荒地に等しかった。後套では、「水田一畝の入りは、關內山田の十畝に抵つべし(6)」と言われ、荒地を開墾し灌漑すると生產力は急激に高まった。それ故、後套の農業開發は一面では水利開發の歷史でもあった(7)。

さて、清朝は理藩院を設置して蒙漢分割統治の中央機關とし、蒙古族に對してはチベット佛教の保護、蒙滿支配者閒の婚姻（公主降嫁）、爵位・歲俸の授與及び年班（參覲交代）等の羈縻政策を實施する一方、漢族に對しては封禁政策を實施して基本的には蒙地への移民を禁止していた。また蒙古の軍事力を弱體化させるため、蒙旗を清朝との政治的關係の疎密をもって基準にして、將軍・都統等が直接支配する察哈爾や歸化城土默特等の內屬蒙古（總管旗）と、盟旗制を採用して蒙古族が軍事的に再統一できないようにした外藩蒙古（扎薩克旗）とに分けていた。外藩蒙古では封建領主制＝封建自治が行われており、それは清末新政（西太后新政、第二次洋務運動）下の蒙地の部分的報效（奉還・收用）に際して、督辦蒙旗墾務大臣の貽穀が、「兩盟（伊克昭盟と烏蘭察布盟）各旗の地は、皆封建なり。原より察哈爾等の處の郡縣に隸う者とは、情事攸に殊なれり(8)」と述べているように、總管旗と比べて一定の獨自性をもち、蒙地開墾に抵抗しており、蒙地の報效は清朝支配者階級內部の民族矛盾となって現われた(9)。こうした事情から、清代の後套は漢人にとっては、國家權力の直接的支配・收奪の及ばない「三不管、鞭長莫及」の無法地帶として開かれていた(10)。

蒙地封禁政策も內地の經濟的收奪と政治的抑壓にさらされる漢族農民の蒙地への移民を止めることはできず、清朝はその都度現狀を追認し、「借地養民」の形で政策的矛盾を糊塗するほかはなかった(11)。しかも清初には、「康熙十年（一六七一）後、口外（長城以北）始めて開墾を行えり。皇上は方を多くして人を遣わし、之に樹藝を教えしめ、又之に牛・種を

給すを命ず」[12]とあり、漢族農民を派遣して蒙古族の農業振興を圖っていたのである。このことは牧畜經濟にとっても食料としての穀物が缺かせなかったことを物語っている。また、國内統一の遠征に際しては、軍糧と飼料の現地調達の必要から内蒙古での農業生産を奬勵していた。康熙三十年（一六九一）の第一次ガルタン汗遠征では、康熙帝は理藩院と戸部に、「邊外の積穀は甚だ重要なり。人を派して達爾河、呼爾河の和席喇穆倫地方に到り耕種せしめよ。……其の籽粒、耒耜、耕牛は皆預備せしめよ」[13]と示諭していたし、康熙三十六年（一六九七）の第三次ガルタン汗遠征では、「鄂爾多斯貝勒〔鄂托克旗〕の松阿喇布が、邊内の漢人を發して蒙古人と一同に耕種するを乞うた」[14]のに對し、その招民開墾を許可している。當時は河套の漢人人口がまだ少なく、農牧矛盾を惹起するまでには至らず、清朝の國内統一過程では軍事的要請からも封禁政策は嚴格には實行されなかったのである。

このように後套は國家による直接的な政治的支配と經濟的收奪の及ばない國内植民地であったので、漢人にとっては比較的自由に經濟活動を展開できる空間であり、萠芽的利潤蓄積の可能性が開けていた。また一面では、内蒙古は内地の封建的矛盾を調節する排氣瓣としての機能をもっていたともいえる。

蒙漢兩族の經濟的交流は、戰爭・掠奪の形態であれ、平和的交易であれ、古くから行われてきたし、明代にはフフホト（歸化城）附近では漢人による農耕が廣く行われていた。清朝の國内統一により内・外蒙古がその版圖に入ると、最初に後套にやってきたのは商人であった。「五原の工商業は清朝初年に始まり、當時商人のほとんどが山西商人であった。綏遠の大聖魁、包頭の復字號、阿拉善左旗の祥太隆などはいずれも清朝初年に創立した商號であり、五原に最初に來たのが萬和長である。萬和長の前身は萬和久であり、康熙年間に包頭に創立されており、財頭は山西省孟縣の亢姓であった。萬和久も河套の水土が肥沃で牧畜が盛んなことに目をつけ、經營を擴大し蒙古交易をするために、康熙年間に包頭から店員を派遣し、五原の狼山北麓の任二圪旦（現在の烏拉特中旗紅旗鄉一帶）に萬和長商號を開設した」[15]とある。山西商人は清軍への物資補給に從事する隨軍貿易や蒙古に糧食・茶・布・日用品などを供給し蒙古特産品と交換する蒙古貿易に從事する形

で後套に進出してきたのである。これらの商人は旅蒙商と呼ばれ、後に彼らの中から地商と呼ばれる勢力が出現してくるのである。

蒙古貿易では、蒙民の馬、毛皮、絨毛、木材、藥材（甘草）、蘑菇等と旅蒙商の油、酒、穀物食料（糧食）、麪、茶、煙草、砂糖、綿布、日用品等とが交易されたが、旅蒙商の掛賣り、詐欺的行爲や不等價交換により、蒙民は負債狀態に陷るのが常であった。とりわけ、貨幣經濟に卷きこまれ、しだいに奢侈な生活に染まっていった蒙古王公貴族の債務は莫大なものとなった。蒙古貿易に占める糧食の比重は大きく、蒙古貿易の發展につれて、より高い利潤を求める旅蒙商の穀物現地生產の要求が高まったのは、當然の成行きであった。烏拉特三公旗では、「この部（烏拉特部）は、墾事最も先んじ、乾隆三十年〔一七六五〕、卽ち沿河牧地を將て、民人の耕種に私租す。五十七年〔一七九二〕、商人の二萬兩を積欠するを以て、佃種五年の限を允す」[16]とあり、乾隆三十年には早くも蒙古支配者層による私放・私租が開始されており、同五十七年にも債務二萬兩を盾に五年間の「佃種」が許可されている。また、「當時蒙古人は漢人が彼らの牧場を破壞するのを恐れ、漢人の耕種を許さなかった。しかし、ここで商業を營む漢人は、蒙古人に對して皆稅貨が有り、同時に蒙古人も食料の供給を必要としていたので、漢人がその住居附近で耕作するのを許した。後套の耕稼はこれより始まる」[17]とあるように、蒙地を租種したのは從來から蒙古と交易關係を有する旅蒙商であり、蒙地の一定の農業開發は牧畜經濟にとっても客觀的要請であった。糧食の確保は、蒙古人の日常的な食料としてはもとより、雪害、寒波などの自然災害に弱い牧畜經濟の不安定性を補う上でも必要だったのである。そして、「套外の地勢は、西南が高くて東南が低い。溯査するに、康熙以前、河は北道を行き竝びに水利無し。南道に改行してより、蒙古は始めて素より交易を與にする商をして租種分佃せしむ。卽ち黃水の衝刷する低窪處所に就き、利に因り便に乘じて渠道を修成す」[18]とあるように、渠道の開鑿に着手したのも旅蒙商であった。農業・水利開發は當初は小規模なものであったが、黃河の南遷が確定した後、一九世紀後半になると渠道建設ラッシュに入り、清末には「後套八大幹渠」（塔布渠、長濟渠、通濟渠、義和渠、沙河渠、豐濟渠、剛目河、永濟渠）を中心とする人工灌漑

網が形成されたのである（圖參照）。

さらに、達拉特旗においても、「道光八年〔一八二八〕、達拉特才吉〔台吉〕の波羅塔〔卜爾塔〕地方は、債項を抵還するを以て、商種五年の租給を奏准す。……其の後相沿し、部文を奉じて承種する者これ有り、台吉より私放する者これ有り、各廟喇嘛より公放する者これ有り。開墾頗る多く、產量亦た盛んなり。……達拉、杭蓋〔杭錦〕亦た河套を將て節次開墾す」[19]とあり、これが纏金地（後套西北部）の特旨開放と呼ばれるもので、その後の大規模な農業開發の引き金となり、これに伴い清末八大幹渠の一つである纏金渠（後の永濟渠）が開鑿され、後套の本格的な開墾が開始された。そして、清末の蒙地報效時期には、「該二盟〔烏蘭察布盟と伊克昭盟〕の地は向より沃壤を稱え、名は禁墾を爲すも、實は則ち私開なり」[20]、「蒙旗の放地は、私招の者が多く、奏放の者は少なし」[21]、「漢民の私墾、蒙員の私賣は、年所を歷て有り。惟だ一たび官辦に歸すれば、各の身圖を便ず能わざるを恐るのみ」[22]等々とあり、蒙古支配者層の私放・私租により牧地の可耕地はあらかた農地に轉換していた。

清代後套の農業開發は、黄河の南遷という自然條件の變化が水利開發・人工灌漑の可能性をもたらし、蒙古が清朝の版圖（國內植民地）に入り、盟旗制度と封禁政策という政治的條件の下で漢人に對する國家權力の直接的收奪が及ばず、さらに蒙古貿易を通じた旅蒙商と蒙古支配者層との私的な土地貸借關係という經濟的條件の下ではじめて推進されたのである。旅蒙商から地商への發展、すなわち商業と土地の結合の具體的內容は、渠道の開鑿と土地の開墾であり、それは商業利潤の土地への投下、土地資本の形成・蓄積であって、より高い利潤＝剩餘價値の獲得をめざす商業的農業展開の物質的基礎となった。清代內蒙古に發生したこのような商業資本による商業性の高い民間農業開發を、中國の研究者は「地商經濟」と呼んでいる。次に、後套における地商經濟の經營內容を考察してみたい。

二　地商の農業經營

「先ず是れ達旗の未だ放墾を經ざる前に於いては、卽ち各地商に租種す（蒙地を包租して民人に散租する者、之を地商と謂う）。老郭〔通濟渠〕（卽ち黃惱樓）、沙河、義和（卽ち隆興長）、豐濟、剛目各處の如きは、均しく各地商の開渠・租種の地と爲す」[23]とみえるように、地商の農業經營はまず蒙地の包租（一括請負承租）と開渠から着手された。ただ、この史料では地商は單なる土地ブローカー（二地主、攬頭）と見做されている。包租の規模は、「後套農民に地戶・種戶の別有り。地戶は卽ち地商なり。每戶數百頃有り、少なくも亦た數十頃なり」[24]とあり、數十頃から數百頃に及ぶ大規模なものであった。

蒙旗の土地所有關係については、本來、「蒙古の土地に札薩克（旗長）管領の官地（官地は必ず襲爵の札薩克に授く）有り、札薩克管業の私地（私地は以て衆子に分かつべし）有り、本旗共有の公地有り、蒙員領受の官地（世業とともに管領の者有り、官欠に隨い轉移する者有り）有り、蒙丁領受の牧地有り」[25]とあり、札薩克の官地・私地、旗共有の公地、蒙員（貴族）の官地及び蒙民の牧地（戶口地）に分かれていたようだが、實際には王公貴族による官地・公地・戶口地の私占が強行されており、とりわけ達拉特・杭錦兩旗は王府地（旗署、營盤）が黃河の南（前套）にあったため、後套では札薩克の規制を受けることなく、蒙古貴族は蒙地を地商へ私放・私租していた。前述の達拉特旗台吉が領受する纏金地の特旨開放も私租・私墾の基礎の上に、現實を追認するものであった。また杭錦旗においても、「杭錦旗の蒙民戶口地は、向より個人勢力の大小を以て、受地多少の標準と爲し、既に計口授地すること能わず。卽ち物を稱り平らに施す能わず。有力者は坐して膏腴を享け、無力者は貧しく立錐する無し」[26]とあるように、蒙旗支配者層が一般牧民の戶口地を兼幷していた。地商への包租は、このような蒙旗土地所有關係の變容と蒙旗內部の政治的力關係を背景にして行われていたのである。

さて、蒙地の承租形態は、乾隆年閒には、「蒙古の耕地は頃畝を計らず、只だ牛具を計るのみ。……向より俱に意に任せて開墾す」[27]とあり、二、三頭の役畜で犂耕できる面積＝牛具（牛犋）を單位とする大雜把なもので、漢人商人が自由に

開墾していた。一九世紀後半に至っても、「該旗〔達拉特旗〕の出租地畝は、向規は加二なり。一頃二十畝を以て一頃と爲す。此の頃の地畝は、向規の加二に照らして租種するに係わる」[28]とあり、出租面積は二割増しとすることが從來の慣例となっていた。租額の算定には、「後套蒙旗の地は、向より各商戸により便に任せて開渠、澆灌、租種す。毎に青苗肥壯の時に於いて、蒙旗より員を派し畝數を丈量し、租銀を收取す」[29]とあるように、地商に自由に開渠、灌漑、租種させ、作物の成育後その年の作附面積を實測して租額を決定する丈青法があった。これは定額租ではなく、作物成育の實地檢分に基づく「時租」あるいは「看禾議租」の範疇に屬する算定法であろう。この場合、出租しても開墾し作物が植えられ成育しない限り收租できず、單なる荒地＝出租地に土地資本が投下されてはじめて耕地＝收租地となったのである。例えば、光緒二十七年（一九〇一）に達拉特旗の曼頭梅令から剛目河（剛懋河）色蓋地を承租してその支渠色蓋渠を開鑿した高喜子は、押地銀五百兩を拂い、「毎年加二にて丈地し、地丈り租交わし、須く短欠すべからず」[30]とあり、丈青法を採用していた。丈青法は水利灌漑の不安定な土地で採用されたと考えられる。

蒙租には丈青法のほかに定額租もあった。それは、「地商の蒙地を承租するや、轉租して人に與え、毎頃種戸の租銀二、三十兩を收め、而して蒙人に五兩を分給す」[31]とある。清末には蒙租は一頃五兩ほどであり、內地と比べて極めて安く、地商が轉租する場合は、漢人租戸からその四～六倍の地租を收取していた。定額租の一例を擧げると、達拉特旗の紅頂台吉から蒙古人阿輝氏と合夥で烏塊布隆の戸口地を「辦到」して剛目河支渠烏塊布隆渠を開鑿した蒙古人余三拉嘛は、毎頃錢八千文と罌粟畑の物租として生阿片毎畝二兩を拂っていた[32]。當時、後套の銀錢レートは銀一兩が錢二千文であったから、これは毎頃銀四兩に相當する。ただし、蒙租は蒙旗が地商から借金や買掛をしている場合には、「達拉特旗が商民の借貸銀項を該欠するに緣り、道光五年〔一八二五〕に咨部情願し、本旗後套續金地を將て銀債を抵還すること、部議を經て奏奉したり。……歷年、租銀の抵除を除く外、商民の本銀五萬餘兩を欠き、利銀は未だ算えず。憑すべき帳有り」[33]とみえるように、蒙租は光緒三十年〔一九〇四〕に至るまで約八十年間債務と相殺されて支拂われておらず、こうした事態

も多かったと考えられる。丈青法にせよ、定額租にせよ、蒙租が安く、承租面積が廣大なことが、地商の農業經營の特徴の一つであったといえよう。

では、轉租した場合、地商はなぜ蒙租の四～六倍の地租を取れたのか。それは、「地は民戸により私墾し、渠も亦た民戸により自開す。凡そ來套種地の者、甫めて地を得るを經て、先ず開渠を議し、支別派分し、各の私に所有す。往往にして一渠の成、時は或いは需つこと數十年に至り、款は或いは糜すること十餘萬に至る。父子相いに代わり、親友共に營めり。而も已成の渠、又必ず每歲其の身を深刷し、其の背を厚增するを以てす。其の流動充滿して涔りに溉田千百頃に至る者、良に易きに非ざるなり」[34]とあるように、渠道の開鑿と維持管理に莫大な資金が投下されたからである。地商は單獨で、あるいは合夥で、土地資本を投下し、石田を肥沃な農地に變え、土地の用益化を實現した。そのことが、一方では高率地租の收取を可能にし、他方では蒙旗との土地貸借關係＝永租權をより強固なものにした。地商は蒙古に押租を支拂い、「永遠耕種、出放爲業」、「永遠耕種爲業」などと租地約に記される永租權を手に入れた。「永遠」とは絕賣と同じであり、蒙古地主には回贖權はなく、永租權の實質的賣買（推給・接辦）が行われた。ここまでは內蒙古西部の他の地域と同じだが、後套では永租權の賣買に伴い蒙古に過約錢（賣買契約承認料）が支拂われることはなかった。例えば、霍錫齡（霍禧林）は光緒二十九年九月に周大存娃が推給した達拉特旗色蓋地を接辦したが、賣買に際しては「接辦地費銀三百五十兩、蒙古水禮（水禮銀）五十兩」を支拂っただけで、過約錢は支拂っていない[35]。『欽差墾務大臣』の後套の租地・推地に關する史料にも、過約錢に言及したものが見當たらない。「水禮」とは品物を贈ることであり、これは開渠・開墾の初期に漢人が蒙古に「人情」あるいは「辦人情」と稱して贈っていた心付がその後「水禮銀」（禮金）として現金化したものと考えられる。この水禮銀を過約錢の別の形態と解せなくもないが、少なくとも後套においては永租權の賣買、名義變更に伴う過約錢が、清末に至っても制度としては確立していなかったのである。これに對し、安齋庫治氏の研究によれば、歸化城土默特や河口鎭西方の黃河北岸にあった準噶爾旗河套地においては、土地の自由な移動を拘束する過約制度が確立し、蒙古

地主の土地所有權が比較的強固に殘存しており、また後套と同じ未開放蒙地である準噶爾旗河套地では、承租に伴う封建的諸負擔があり、蒙古貴族が牛犋地（直營地）・吃租地（出租地）・出伴種地（分種地）を經營していた(36)。この違いは內蒙古における農業開發の進行速度・歷史的形成過程の差異、農業區と半農半牧區との差異とも受けとれるが、後套においては蒙古の土地所有權が名目化し、地商が實質的な土地所有權＝業主權を獲得できた最大の理由は、やはり土地の用益化の實現に地商が主動的な役割を果したことにあった。そのことが後套における土地所有關係にも反映され、その特徵となっていたわけである。以上で蒙古と地商との基本的な經濟關係、土地所有關係が明らかになったことと思うが、次に地商の存在形態と經營內容について考察してみよう。

義和團運動の敗北は清朝に上からの一定の近代化＝清末新政の實施を餘儀なくさせたが、それは內蒙古では財源確保、邊防強化を目的とする移民實邊政策として推進された。この政策には土地私有制度の確立、土地の商品化という近代的意圖も込められていたが、結果的にはその實施過程で頓挫・中斷することとなった。ともあれ、清朝は督辦蒙旗墾務大臣貽穀を派遣し、察哈爾・綏遠各地で蒙旗から土地を部分的に報效させ、民閒に拂い下げる政策（土地丈放）を實施した。これにより伊克昭盟と烏蘭察布盟においても各蒙旗から蒙地が部分的に報效され、これに伴い地商が開墾した渠道も報效歸公させられ、渠道經營も民辦水利から官辦水利に移行することになった。この蒙地と渠道の報效に關する史料が內蒙古自治區檔案館藏の『欽差墾務大臣』であり、これにより地商の水利開發の經緯や農業經營の狀況の一端を窺うことができる。筆者が蒐集した渠道報效申請八〇件の集計によれば、地商の原籍判明分は二〇件で、その內譯は山西八、陝西三、直隸三、河南三、蒙古二、安徽一となっている。鄰省の山西、陝西を主とし、中には退役軍人や蒙古人もいた。華北の地續きの後背地としての內蒙古の位置づけを示している。後套に居住することを、「寄住」、「寄居」と言ったり、租地約、蒙約（蒙古文の租地約）、渠圖などの重要文書を原籍に保管する地商もおり、原籍との社會的・經濟的絆の強さが窺える。渠道開鑿の創建者が判明している六七件を世代別に分けると、報效者本人が三七、父が一五、祖父が九、曾祖が一、祖先・

先人が五となっている。父子で五二件、七八%を占めており、ほとんどが一九世紀後半に開鑿されたことがわかる。また開鑿年代判明分は三四件で、その内譯は道光（一八二一～五〇）が二、咸豊（一八五一～六一）が九、同治（一八六二～七四）が七、光緒（一八七五～一九〇八）が十六で、やはり一九世紀後半以降が二五件、六八%を占めており、この時期が渠道の建設ラッシュに當たっていたことがわかる。なお、報效され補償金が支給された渠道は幹渠と大支渠に限られており、多くの中小支渠、子渠などは報效の對象にすらならなかった。

開鑿形態には單獨開鑿と合夥開鑿があり、確認できるだけで合夥開鑿に係わる申請が三〇件あり、かなりの比率を占めている。これは渠道開鑿に莫大な資金を要することからくるものである。承租の呼稱からみると、蒙地の承租を「租種・租到」と呼ぶものが一九件、「辦到・向辦・辦・辦有・自辦」等と呼ぶものが三一件、「租辦・辦租」が四件、「辦種」が四件、「推給接辦」が七件の計六五件が確認された。これらは地商の蒙古に對する關係、すなわち地商が蒙古から租＝永租權、辦＝經營權、種＝耕作權を、總じて業主權を取得したことを示す言葉である。八〇件すべてが渠道の報效であるから、推給接辦（賣買）以外は蒙地の承租に伴う渠道開鑿であって、實質的には同じ內容ともみられるが、「租」は承租に、「辦」は開發經營に、「種」は耕作に重點があり、各地商の經營內容の差異を幾分かは反映しているのかもしれない（この點後述）。

さて、地商の農業經營の實態であるが、「向來、蒙地を承辦する人は名づけて地商と曰い、戶總と曰う。其の辦事地方は地局と曰い、打手を養い軍械を置かざるは罔く、弱肉強食、動もすれば輒ち爭斗す」[37]とあり、また「稍資本の有る者は、蒙旗から地段を包租し、自ら商人と號し、牛犋を安設し、名づけて公中と曰い、渠を濬い堰を修め、河水を引き以て灌溉す」[38]とある。地商は地方によっては戶總とも呼ばれ、前述の牛犋と呼ばれる小村を配置し、その中心に公中あるいは地局と呼ばれる經營センターがあった。公中には武器を備え、經營管理の手足となる用心棒がいた。これは官治が行き屆かないためで、「地商の覇地爭渠、率衆械鬥、時に有り。聞く所、殺機一たび起こるや、家を毀ちて惜しまず。廳官は地が蒙

藩に屬するに因り問わず。百姓は遠處邊陬に因り、相率いて妄りに造反を爲す。弱肉強食の世界、蓋し由來するか」[39]とあるような水と土地をめぐる激しい械鬥が繰りかえされ、社會的に不安定な狀態に置かれていたからである。公中には、「『公中』は渠道を管理する組織であり、一つの公中でいくつかの牛犋を統轄できる。これらの名稱〔牛犋と公中〕はすべて開墾・水利と關係がある。公中にはいわゆる『跑渠的』がおり、水路を點檢し水費を徵收するのである。これらの人は渠主の指圖を受けており、用心棒である」[40]とあり、渠道と牛犋を管理する機能があった。また、「公中は田地の中の一院落の內に擇設し、『掌櫃的』を設けて一切の事務を管理する。別に工頭がいて放地を管理するが、その權力は掌櫃的に超えており、一般佃農はつねにこれにたくさんの贈り物をする。『先生』は記帳、書牘等の事を管理する。每年春季には、佃農の公中に年始に來る者は、ひっきりなしに續いた。從前には凡そ地戶の民刑各事は公中により裁決が下されており、儼然たる一政府であった」[41]とあり、公中は地商の收租局であり、私的裁判の機能をも具えていた。この他、集荷した農產物を加工して販賣する地商もおり、公中には農產物の集荷・配送センター、食品加工場としての機能もあった。では、公中經營の生產關係はどのようになっていたのであろうか。次に、地商と農民との關係が明らかにされなければならない。

まず後套における漢人農民の存在形態からみてみよう。「後套は地方廖闊、居民鮮少なり。其の耒を負いて來たる者は、皆口內の極貧の人にて、耕作に借りて一歲の計を爲す。春耕の時は、聯群結隊して來たり、秋收の後は車載囊負し以て去る。居するは則ち支棚・穴土にして、去るは則ち之を棄つ。其の地に於いてや、承領するを願わずして承租するを願い、佃と爲るを願わずして傭と爲るを願い、今年は此を耕し、明年は彼を耕す」[42]とある。後套は人口密度が低く、光緒二十九年（一九〇三）には五原廳が設置されたが、その境域は民國の臨河・五原・安北・固陽各縣に跨がり、戶口册上の定住人口は二萬八千人弱しかなく、勞働力の多くを口內の「雁戶」と呼ばれる「春來秋歸」の出稼ぎ農民に依據していた。彼らは、後套東部には包頭鎭の者が、中部には山西の河曲・保德と陝西の府谷・神木の者が、西部には甘肅の漢回兩族の者が多く、出稼ぎ農民にも鄰接關係からくる一定の棲み分けがあった[43]。彼らは土地を購入して自作農となるよりは租戶とな

ることを願い、また佃戸となるよりは雇農となることを願い、定住しなかった。それは、「土地價格は內地と較べて低廉なること特に甚し。……此の項の田地は均しく須く小支渠を開挖すべし。故に地價を除く外、費す所尙多し」[44]とあるように、地價は安いが、本來極貧の彼らには小支渠の開鑿・維持管理等の經營資金が續かなかったので、承領と承租の選擇を迫まられれば承租を採るのである。また、「該地の民に出租するに至りては、每年地數の多寡に定まり無し。全て河水の大小を視て衡と爲す。如し河水暢旺の年に遇わば、渠道は疎通し、澆地は多く、則ち租地自ずと多し。如し河水淺小の年に遇わば、渠水は充暢する能わず、沿渠の地は上水すること易からず、澆地が少なければ、則ち租地自ずと少なし」[45]とあるように、黃河の水量により每年の灌漑面積が一定せず、經營リスクが高かったことも承領を躊躇させる大きな原因であった。佃農と雇農の選擇は、徒手空拳の彼らにとって、經營資本の一部を負擔する佃農よりは身一つで働ける雇農となったのであろう。論理的にいえば、租戶と佃戶の選擇の場合はもちろん佃戶を採ったであろう。出稼ぎ農民はその資力の狀態に應じてそれぞれの勞働形態を選擇していたと考えられる。そして、出稼ぎ農民は、「向より渠水の澆地を視て轉移を爲し、每年何處かが澆過すると、卽ち何處に移り耕種し、春に出で秋に歸る。之を跑青と謂う」[46]とあり、每年灌漑された肥沃な耕地を求めて轉々とする「跑青」を繰りかえした。後套の諺に、「地は水に隨いて走り、人は地に隨いて走る」[47]とあるのは、こうした狀況を表現しており、農業生產における渠水の安定的確保の重要さを示すものである。

以上から、後套の農民には地商、租戶、佃戶及び雇農がいたことが確認される。この他に地戶と呼ばれる小地主・自作農がおり、蒙古から直接土地を承租し、自ら小渠を開鑿したり、地商に水租を支拂い灌漑用水の供給を受ける農民である。したがい、地商とは土地の經營面積からいえば大規模な地戶＝大地主ということになる。租戶は地商が出租した土地を承租し、每年前述の每頃銀二、三十兩の定額租を支拂うか、あるいは丈靑法によるものである。彼らは家屋・役畜・農具・種子・肥料等の經營資本を自備し、經營的には自立している小借地農であり、定住者が多かったと考えられる。佃戶は、「蓋し、河套佃農は多くが自ら牛犁を購い、大地主の田地を租り以て生を營む。終年辛勞し、四六或いは三七を以て

地主と分粮す」[48]とあるような分益農であり、察哈爾・綏遠地方ではこれを「伴種」と言った。伴種では佃戸は經營資本の一部を自備しており、その自備と勞働の度合により主佃の分收割合が三七、四六あるいは折半となった。その經營は基本的には自立しているが、實際には地商の經營關與・介入を受けることになる。佃戸にはまた、「種戸は卽ち晉北の貧民なり。每年春分以後、陸續と前み來たり、地を領し耕種す。其の牛・種・傢俱等もまた皆地戸より賃り、秋收の後、獲る所の糧穀は、租稅を納むるの外を除き、其の餘は必ず賤價にて出售し以て歸計と作す」[49]とあるような生產手段のほとんどすべてを地商・地戸等に依存し、請負耕作に從事する種戸＝佃農もおり、これを「大伴種」と言った。大伴種では種戸の經營的自立性はほとんど失われ、雇農とほとんど變わるところのない事實上の賃勞働者であり、地商の經營傘下に入り、その分配割合も主佃六四、七三、八二等と地商の取り分が多くなってくる。雇農は地商の直營地における農業勞働者であり、長工・短工・日工の區別があったことは周知のとおりである。[50]

後套の農業生產は主として口內の農村過剩人口を基盤とする低所得勞働力によって擔われていたが、農業生產の基礎的勞働手段である渠道の開鑿・改修もやはり彼らによって擔われていた。それは、「〔漢人農民は〕傭工を以て事と爲し、渠工がその多數を占める」[51]とあり、また「工人は皆直・魯籍なり。尤も天津を以て最多と爲し、每年數千人を下らず。亦た春に及んで至り、專ら渠道を修洗する工作の事を營めり」[52]とみえる。清末の後套八大幹渠を中心とする渠道灌漑網の形成は、安價な渠工勞働力を投入することではじめて可能となったのである。

このように口內からの出稼ぎ農民は佃農（伴種・大伴種）・雇農として、あるいは渠工勞働者として、地商の農業・渠道經營の勞働力を構成していた。彼らは土地に緊縛されることなく自由に移動し、契約關係を自由に取り結び、身分的隷屬からも基本的には解放されており、勞働力商品の販賣により生計維持をはかる賃勞働者、季節勞働者としての性格を色濃く具えていた。以上で後套における農民の存在形態が明らかになったことと思うが、一九世紀後半以降の渠道建設ブームの中で後套に存在した、經濟外強制から解き放たれ、事實上の賃勞働者に轉化したこれら農民をその經營にいかに取り込

むのかが、個々の地商の發展・衰退を規定していた。次に、地商と農民がいかなる具體的な經濟的關係を取り結んでいたかが問題となる。

『欽差墾務大臣』の渠道報效史料によれば、すべての地商は開渠後、自己耕種（雇工耕種）、招佃・招夥分種（伴種・大伴種）、放租（出租）等の形で農業經營に携わっている。ただし、史料を仔細に檢討してみると、その經營は重點の置き所により二つに大別できるようである。すなわち、土地ブローカを志向する者と、商業と農業を結合し農業の直接的經營を志向する者である。

前者のタイプを示す史料には、地商德盛永（任煥）の「辦地自り以來、渠を挑り壩を打ち、工本を花費し、濕地を澆過し、出租耕種す」[53]、祥泰源（吳祥）の「歷年、澆地を以て業と爲す」[54]、義合興（高金科）の「商民は幼き自り開渠・打壩を經理するを以て業と爲す。此の外に別に一能無し」[55]、道生源（甄鉦）の「將に事が成ると雖も、銀錢纍債が重重にして、以て開消し難きに因り、いかんせん地を將て花戶に出放す」[56]、得勝成（張照）の「渠を挑り地に澆ぎ、出租耕種す」[57]等々がある。これらは、蒙古から土地を包租・承租し、これに水利施設を具備して租戶や小經營の地戶に出租したり（この場合、地戶は自小作となる）、他の地商・地戶の承租地を澆灌して水租を收取するものである。この場合、地租・水租の收取が主たる目的となり、農業の直接經營部分が小さく、收租地主的性格を強めることになる。とりわけ、地商が後套を離れ城居でもするようになると、渠道の維持管理が疎かになり、改修・維持管理費用を受益戶に押しつけるなどして、時とともに實質的な業主權・水利權が租戶・地戶に移行してゆく傾向があった。例えば、德成渠の地戶は渠道維持費を立替えており、渠道の報效に際しては、「地戶等、德明堂・復義功・復盛西・劉水旺は德成渠に在りて租銀地を租種す。頻年耕種し、多年を歷て有り。……該商人は歷年渠道が壅塞するに因り、曾て地戶等に向して銀錢・貨物を支取し、渠口を修理したり。連年曾て地戶に向して支取した粮・錢・布匹等の項は、日集月壘し業に餘金有り。倘し渠費が一旦商人に發給せらるれば、地戶等は萬に討要し難し」[58]とあるように、報效補償金（償給渠費）からの返債を要求されていた。

後者のタイプは、出租もするが直営地や分種（伴種、大伴種）に重点を置く地商であり、商業活動を展開しながら公中・牛犋經營に力を注ぐ在地經營者である。長勝渠に支渠を有する德盛永（任煥）は、「小的の祖父は、達拉特旗廠漢他拉拜地方に在りて、德盛永を開設し、蒙古生意す。道光二十七年の間に於いて、德盛永は價錢四百七十千を備えて立約し、張連有の地渠一段を接到し、耕種すること有年なり」[59]とあり、張連有から土地と渠道を買い入れ、蒙古貿易と農業經營を結合していた。黄河から土默爾渠を合夥開鑿した李振海も「魏羊地に寄居し、商農生理」[60]しており、老郭渠（通濟渠）の四大股の一人劉保小子（公益源）も「小民の先人は後套に在りて公益源牛犋を設立し生意」[61]していた。哈善地の房院・油房・家具・器具等を報效した蕭世維は、「小的は數世當商し、居家は此の地渠に賴って生活す。今已に全て報效を行い、此を捨てて再び他業無し」[62]とあり、商業と農業・手工業を兼營していた。黄河から開口の魏鳳山東西二渠を報效した魏鳳山は、「邇年來、澆過の地は、或いは自己耕種し、或いは招夥・放租す」[63]とあり、在地での直接經營を志向していた。五原縣の前身である隆興長（本來商號であったものが後に地名となった）を築いた軍人出身（記名總兵）の郭向榮は、合夥開鑿の和合源三渠を報效したが、「去歲〔光緒三十年〕分局〔の設置〕自り以來、牛犋の夥四十餘人有るは分局が收留し、放水澆地す」[64]とあり、また阜恆興渠の支渠を報效した高四は「〔墾務局の〕勘驗文明を蒙恩し、商民は旋で卽ち牛犋を棄てた」[65]とあるように、中には墾務局の渠道收用により牛犋經營を繼續できない地商もいた。

このように農業の直接的經營を行う地商には衰退する者もあったが、この中から商業と農業を結合して渠道經營に成功し、商業的農業展開の推進力となる地商が出現してくることになる。渠道建設を梃として商業的農業を展開した有名な地商には、錦繡堂（陳金生または陳四）、郭維綱、王同春等がおり、とりわけ巨大地商となった王同春がその典型であった。つまり、地商經濟の地商經濟たる所以は、農業の直接的經營による商品穀物の生產が商業交易と結合することにあるのである。農業の直接的經營という點だけでみれば、前述の準噶爾旗河套地の蒙古貴族でさえ雇農・佃戶・租戶による直接的經營を行っていたが、それは貨殖を目的とする前近代的寄生地主でしかなかった。次に、地商經濟のもう一つの特徵であ

る商業的側面について考察してみよう。

三　地商經濟の展開

前述したように、後套における農業開發の動機は、蒙古貿易の擴大、より多くの商業利益の獲得にあった。蒙古特産品を大量に市場に引き出すには、日用雜貨品以外に大量の糧食が必要であった。とりわけ、蒙古人の常食となっていた糜子（うるち黍）が求められていた。しかし、內地からの糧食供給にはあまりにも運輸コストがかかりすぎたので、現地生産が追求されたのである。すなわち、後套における農業生産は當初から販賣を目的とする商品穀物の生産を目標としていた。それを可能にしたのが渠道の開鑿である。アルカリ性土壤の石田を灌漑すると、生産力は關內山田の十倍へと飛躍的に高まった。後套の「渠道大王」と言われた王同春が、「清初葉には尙溝渠の計畫無し。道光三十年（一八五〇）に迄んで河が北岸に溢れ、水勢が奔騰して塔布河一道を沖成し、墾戶は引水灌漑し、頗る其の利を得たり。是に於いて渠道開通の思想を發動す」[66]と述懷しているように、一八五〇年黃河の洪水で塔布河が形成されたことが、それまでの天然小河をつなぎ合わせた簡單な河化渠道から本格的な人工渠道開鑿への轉機となり、渠道建設ブームが開始されることになった。そして、商業資本による渠道の建設が農業生産力を高め、糧食生産が商業の規模を擴大し、清末には後套は一大穀倉地帶へと發展していったのである。

清末に至ると、「後套は一大穀倉であり、生産された糧食は、外蒙獨立前には該地へ販賣されるのが毎年五十萬石あった」[67]とあり、また「牛犋は粮食を收穫すると、卽ち黃河由り包頭、河曲、磧口一帶に運赴し行銷す。稍も儲蓄を事とするを肯んぜず、利を獲ること太だ易し」[68]とあるように、全くの商品生産であり、內・外蒙古との糧食貿易が盛んに行われ、また黃河水運の流通ルートに乘って內地や寧夏へも販賣されており、後套が糧食の一大供給基地であったことがわかる。王同春の場合、全盛期には荒地二萬七千頃餘りを開墾し、熟土八千六百頃餘りを耕種し、二十八の公中、七十餘りの牛犋

を組織し、毎年長工・短工千人餘りを雇傭、彼のために耕作する佃戸は數萬人、年收糧食二十三萬石餘り、さらに年收地租銀十七萬兩、耕牛千頭餘り、場牛二千百頭餘り、騾馬千七百頭餘り、羊十二萬頭餘り、駱駝五百頭餘りを飼育し、牛馬大車二百輛餘りを所有していたと言う(69)。少し數字が大きすぎるように思われるが、ここには雇農と佃戸による直接的生産と物租の年收糧食二十三萬石餘りと出租による年收地租銀十七萬兩が、公中・牛犋經營により掌握されており、地商はさながらブルジョワ農場主、農業資本家の觀を呈している。糧食生産の發展を可能にし、糧食貿易を內外蒙古から內地にまで擴大させた最大の條件は、もちろん渠道の開鑿と渠道經營の安定であったが、その他にもいくつかの國內的條件があった。

まず第一に、地商經濟が農場型大地主による粗放農業であったことである。同じ乾燥農業であっても、華北畑作地帶は一般に人口に比して可耕地が少なく、その農業は經營規模が小さく、人格的・身分的隷屬關係のない勞働力が過剩に存在し、貨幣經濟化した自然經濟社會の中で行われる生計維持を目的とした零細小農的商品生産であった(70)。これに比べ國內植民地としての內蒙古後套は、土地が廣くて人口が少なく、その農業は經營規模が大きく、事實上賃勞働者化した內地の出稼ぎ農民を吸收し、土地資本の投下によって剩餘價値の獲得を目的とする商品生産であった。この勞働力と勞働手段・勞働對象の編成の差異が、農業の生産樣式を異なるものにしたのである。

第二に、一九世紀後半華北に多發した自然災害や疫病が、後套に國內市場と勞働力を提供した。後套と關わる主な災害を拾ってみると、次のようなものがあった。同治八年〔一八六九〕、口外に傳染病が流行、歸化城はとくにひどく、城鄉の交通が斷絶した。光緒三年〔一八七七〕、口外諸廳は旱害で饑餓が發生、準噶爾旗では斗米が制錢千八百文となった。光緒五年〔一八七九〕、山西の陽曲等三十廳縣で旱害、水害、雹・霜の害が發生した。光緒十七、十八年〔一八九一、九二〕、華北一帶に二年連續の大旱害が發生し、十七年には口外各廳は不作で糧價が暴騰し、十八年には口外の糧價は粗糧が一斗錢三百文であったのが四倍に、小麥は一斗七、八百文が千八百文になり、杭錦旗では騾子が一石銀五兩となった。光緒二十六

年〔一九〇〇〕、口外諸廳は雨が降らず早霜、蒙旗の米價は一斗銀七、八錢となった等々であり、この他にも小規模な災害がしきりに發生している。(71) これらを背景に地商の商業活動は、「晩清の同治・光緒年間、……五原には郭老大爺（郭向榮）が哈拉噶爾河（義和渠の前身）東畔の廣場に開設した六成行しかなく、皮毛作坊を兼營し、當時河套の城鄉市場を壟斷していた。一八七九年前後、彼が創設した隆興長は蒙漢賣買が極盛となり、東は天津、西は寧夏に至り、長城內外の各大要隘にはすべて分號が設けられた。この時期、河運、馱運を通じて內地に大量の粮食を運銷し、暴利を牟取した」(72)とあり、活況を呈していた。また王同春は、光緒十八年の華北大旱魃では、陝北、晉北の各府州縣に糧食二萬五千石餘りを運銷、北京に糧米一萬石餘りを捐輸し、光緒二十七年の晉綏、陝北地區の旱魃では、山西各地に一萬二千石餘り、北京に六千石餘りの糧食を販賣し、伊克昭盟鄂托克旗とは糧食七千石を皮毛と交換して包頭で賣り捌き、光緒三十年には綏遠兵備道を通じ清朝に六千石を販賣し太原に納入している。(73) 災害發生による穀價の高騰が地商の農業生產を刺戟し、糧食の地域的國內市場を擴大したことは間違いない。そして、糧食の販賣によって得られた利益が渠道の建設・維持に再投資され、商品穀物の擴大再生產につながっていたのである。

また災害の發生は安價な大量の渠工勞働力の供給を可能にした。口內の農村過剩人口は、後套にとって豐富な勞働力の供給源であった。後套に定住する農民も、「河套に寄居する漢民は、本省〔山西〕の保德・河曲二州縣の人を以て多と爲す。次は則ち陝西府谷縣の人なり。再び次は乃ち直隸・河南の人なり。大率皆游手好閑の徒にして、籍に在りては以て生を謀ること無く、流寓し此に到る」(74)とみえるように、本來口內各省からの移民であったし、「春出秋歸」の出稼ぎ農民も口內の貧苦の農民であった。これに加えて災害が發生すると大量の被災民・饑民が生み出され、食を求めて後套に押し寄せた。それは災害時にあっても後套の農業が渠道灌漑により比較的安定していたからである。王同春などは、「光緒十七、十八兩年、地方は凶を告ぐ。慨きて糧萬餘石を出す。二十七年、歲は大饑なり。慨きて糧六千石を出して之を賑し、人を活かすこと算う無し」(75)とあるように、災害が發生する度に被災民を賑恤（施し粥）すると同時に、彼らを最も安

價な勞働力として渠道の開鑿・改修に投入した。被災民の賃金は振恤と交換であるが、そうでない通常の場合でも渠工勞働者の賃金は、「從前、地商の工を招き渠工を修挖して給する所の工資は、多くは米・麵・茶・布等の物を以て價と作し、相抵つ。蓋し、套地には並びに市廛無く、貨物の日用に必需する所と爲ればなり」[76]とあり、「以貨抵工」の現物支給方式で穀物や日用品が支拂われていた。後套では貨幣流通量が少なかったこともあるが、農業と商業の成果を原價で投入することで渠道經費を最低限に切り詰めることができたのである。國內の地域的な商品市場と勞働力市場の形成・擴大が地商經濟の背景にあったといえよう。

地商經濟の發展を規定した條件には、これら國內的條件のほかに、國際的條件があった。それは、皮革・皮毛の世界商品化である。蒙古貿易で糧食と交易されたのは、皮革・皮毛、牲畜、藥材などの蒙古特產品であり、糧食は皮革・皮毛を國內市場へ供給するだけでなく、世界市場へ參入させる上で大きな役割を果し、二〇世紀に入ると中國の皮革・皮毛輸出は急增し、一躍世界商品となった。一八六〇年の天津開港に伴い、早くも光緒八、九年〔一八八二、八三〕頃から洋行（外國商社）が羊毛買付のため天津から包頭へ來るようになった[77]。その結果、中國の皮革・皮毛輸額は、光緒二年〔一八七六〕には三十一萬海關兩、土貨輸出總額のわずか〇・四%にすぎなかったものが、光緒三十一年〔一九〇五〕には二、六一二萬海關兩、實に輸出總額の一一・五%を占めるに至っており、二〇世紀初頭には輸出總額の一〇%前後を占める大宗に成長していた（〈表〉參照）。茶や生糸などの中國の主力輸出商品が、一八八二年から八三年にかけてアジア域內での競爭力を後退させる中で、皮革・皮毛は量・額ともに增大し、また價格も上昇し、西洋諸國へ皮革製品や毛織物の原料を供給していたのである。皮革の大半はアメリカへの供給であり、生牛皮が最も多く、山羊皮がこれに次ぎ、天津・漢口・重慶から輸出されていた。皮毛では羊毛が大半で、光緒三十一年には皮毛輸出のうち羊毛が六〇七萬海關兩を占め、民國四年〔一九一五〕には前年比六六%增の一、一一三萬海關兩へと急增している。その後、一九三〇年代には中國の羊毛は專らウール・カーペットの原料として、そのほとんどがアメリカへ輸出されるようになっている[78]。

表　土貨・皮貨（皮革）・毛類（皮毛）輸出の推移　（單位：海關兩）

年次	土貨輸出（萬兩）	皮貨			毛類			皮貨・毛類輸出比率（%）
		金額（萬兩）	比率（%）	うち毛皮平均價格（兩／担）	金額（萬兩）	比率（%）	うち羊毛平均價格（兩／担）	
光緒 2年	8085	16	0.2		15	0.2		0.4
8年	6734	86	1.3	11.05	31	0.5	9.90	1.7
15年	9695	151	1.6	11.51	93	1.0	9.14	2.5
17年	1,0094	157	1.6	9.67	111	1.1	8.36	2.7
20年	1,2810	287	2.2	9.16	235	1.8	9.24	4.1
21年	1,4329	376	2.6	8.50	277	1.9	8.78	4.6
22年	1,3106	459	3.5	11.53	216	1.6	7.99	5.2
23年	1,6350	632	3.9	14.18	320	2.0	10.55	5.8
24年	1,5904	712	4.5	16.55	230	1.4	8.12	5.9
25年	1,9578	812	4.1	16.88	525	2.7	14.83	6.8
26年	1,5900	690	4.3	17.73	396	2.5	13.35	6.8
27年	1,6966	892	5.3	19.28	384	2.3	11.97	7.5
28年	2,1418	1134	5.3	19.40	578	2.7	12.27	8.0
29年	2,1435	1059	4.9	19.47	617	2.9	12.82	7.8
30年	2,3949	1487	6.2	25.21	921	3.8	17.64	10.1
31年	2,2789	1508	6.6	26.40	1104	4.8	17.44	11.5
32年	2,3646	1468	6.2	25.60	1001	4.2	15.30	10.4
33年	2,6438	1630	6.2	27.53	938	3.5	13.94	9.7
34年	2,7666	1251	4.5	25.51	919	3.3	16.32	7.8
宣統元年	3,3899	1682	5.0	27.55	1385	4.1	19.84	9.0
2年	3,8083	2032	5.3	27.39	1385	3.6	20.91	9.0
3年	3,7734	1708	4.5	27.86	1522	4.0	20.75	8.6
民國元年	3,7052	1593	4.3	26.62	1376	3.7	21.39	8.0
2年	4,0331	2407	6.0	30.49	1423	3.5	19.58	9.5
3年	3,5623	2151	6.0	32.62	1427	4.0	22.16	10.0
4年	4,1886	2557	6.1	38.43	1858	4.4	29.46	10.5

出典：黃炎培・厲淞編著『中國四十年海關商務統計圖表（1876-1915）』（龍門書店、1966年、104、105、107、111、170、172頁）及び濱下武志『中國近代經濟史研究』（東京大學東洋文化研究所、1989年、452頁）より作成。なお、1担（ピクル）は60.453kg。

皮革・皮毛輸出に占める蒙古の比重は大きく、地商經濟は國内貿易（蒙古貿易、糧食貿易）を擴大することで、外蒙古・内蒙古―包頭・歸化城―天津―海外の商品流通ルートの形成を促進し、蒙古を世界經濟の周邊に位置づける上で間接的役割を果していたといえよう。前述のように、郭向榮は皮毛作坊を兼營していたし、王同春は糧食を蒙旗の皮毛と交換しており、地商には直接皮革・皮毛の生産・加工・買付・販賣に携わる者がいた。當時の五原の皮革・皮毛貿易の狀況は、「五原は牲畜、皮毛、粮食を盛んに産する。……皮毛行を營むのは多くが河北邢臺の人であり、永生號、永興西などは、一般の皮毛を買付ける外、特に子羊の腹の皮が輸出用の貴重な皮であった。清末民初、子羊の腹の皮は一枚白銀七、八兩で賣れたことがあり、普通の年でも銀元五、六元であった」[79]とあり、後套の皮革・皮毛は貴重な輸出商品であり、皮毛行が皮毛・皮革を買付け國内外の市場に供給されていた。そして蒙古全體では、皮革・皮毛は包頭と歸化城の皮毛店・皮莊が買付け、國内外へ供給されたが、とりわけ包頭の物資集散に果す役割は大きく、輸出用皮革・皮毛の大部分は包頭から天津の皮毛店、洋行を通じて世界市場に供給された。皮革・皮毛の賣客は同時に包頭、歸化城の貨店の買客となって磚茶、砂糖、綿布、日用雜貨品及び洋貨等が蒙古に供給された。ここでも後套の糧食は一定の役割を果していた。すなわち、地商は皮革・皮毛を直接生産・加工し、あるいは糧食と交換することで包頭等に皮革・皮毛を賣却するほか、糧食を包頭の糧店に賣却し、それが地場消費と内地へ供給されることで、皮革・皮毛の代價としての内地の諸商品の蒙古へ供給を增大させたのである。つまり、糧食生産が皮革・皮毛輸出を促進し、蒙古が流通過程を通じて世界經濟の周邊に位置づけられる中で、後套における地商經濟の展開があったのである。

地商の總合的經濟活動を示すものに、「民國十年前、烏鎭（烏蘭腦包鎭。後套の東北隅に位置する）の商業は鼎盛時期にあった。……廣生西などは、蒙古貿易を經營する外、さらに土地數十頃を經營し、牛・羊・駝の畜數は數千頭、店員・夥計は百人餘りで、自ら作坊を開設し、油・酒・米・麵を加工し、茶・布・煙・糖を廣く販賣した」[80]とあり、商業、農業、手工業を兼營し、それらが相互補完的に、また相剩效果を發揮して經營されていた。清末の地商經濟もまさにこのような

のであったであろう。地商經濟とは、商業資本が土地資本を投下し、剩餘價値の獲得を目的として商品穀物を生産し、それが商業と結合することによって農業經濟と牧畜經濟の交易・流通を促進し、地域的國內市場の形成を促進するとともに蒙古を世界經濟の周邊に位置づけることになった、農業と商業の複合經濟であったといえよう。

おわりに

一九世紀後半から二〇世紀初めにかけて、內蒙古後套地區で展開された地商經濟の歷史的性格と特質について言及し、結びに代えたい。

地商經濟が極めて商業性の高い農業經營となったことは、內蒙古が國內の邊境に位置し、農業經濟にとっては未開の地であったことと深く關わっている。邊境の農業開發という點からみると、それぞれ時期的な違いはあるが、清代の東北、臺灣、四川などの農業開發は一般的には商業的・商品生產的性格が強かった(81)。これは土地が廣大で、內地から大量の安價な勞働力が供給され、國內市場からの商品需要があり、國家權力による收奪も比較的弱く、民富の形成＝萠芽的利潤の蓄積が可能となったからであろう。すなわち、土地・勞働力・商品市場・資本の諸條件から民間主導の經濟開發が可能な地域が、邊境には存在したのである。こうした地域は經濟發展の大きな可能性をもっていたが、邊境の內地化とともにその經濟も內地と同質化してゆくのが常であった。後套の地商經濟は蒙地封禁政策や自然條件により、邊境農業開發としては時期的には後發であったが、基本的には他の邊境地域の開發と同じパターンを辿っていた。ただし、地商經濟にはこれにアヘン戰爭以後の舊中國の世界經濟周邊への包攝という國際的條件が加わり、剩餘價値の獲得を目的とした商品穀物の生產が、皮革・皮毛の世界商品化を促進し、內蒙古を流通過程を通じて世界經濟の周邊に位置づけることになったのである。まさにこのことが邊境農業開發としての地商經濟の特殊近代內蒙古的發展形態であったといえよう。

地商の農業・土地經營の實態は、水利開發＝土地資本の投下を梃とする直接的大經營（公中經營）であった。公中の傘

下には、租戸（小借地農）、伴種（分益農）、大伴種（請負耕作）及び雇農・渠工勞働者がおり、それらが有機的に組織され、商品穀物生産＝剰餘價値生産を行っていた。中村哲氏は、「近代的・中閒的地主制には、小作農の經營的自立性が維持されている小借地農制型、地主の農業生産への介入が行われる分益農型、それがさらに進んで地主が農業資本家を兼ね小作農が實質的に賃勞働者化した請負耕作型の三類型があり、それは近代的・中閒的地主制の地主的發展コースの三段階をなしている」とされている。(82) ところが、地商經濟ではこの三類型・三段階が併存すると同時に、資本・賃勞働關係にある雇農經營も行われており、近代的ではあるが、後進的な生産關係と先進的な生産關係とが同一經營の中で同時に進行していた。すなわち、地商經濟は近代的・中閒的地主制と初期資本主義的經營との複合形態であったといえ、そのことがまた特殊近代内蒙古的特質を構成しているのである。

地商經濟は、一九世紀後半の國内的・國際的條件の下で内蒙古西部に生成、發展した、いわば自生的な「土着ブルジョワジー」とでもいうべきものの成長を示しており、中國の近代化を下から準備するものであったと考えられる。清末において地商經濟が中國の近代化への芽をもっていたことの歴史的意義は重要であり、この點きちんと押えておく必要があろう。そして、地商の前途には二つの道が、すなわち前近代的寄生地主への回歸・衰退への道と農業資本家への發展の道が開かれていた。しかし、彼ら自身の勢力がまだ極めてひ弱な徒花的存在であったことと、上からの近代的諸改革（清末新政、移民實邊政策、蒙古封建領主制の廢止、土地丈放＝土地改革等）が不徹底に終わり頓挫したことで、地商はその成長の芽を摘み取られ、前者の道へ回歸するか沒落するかしかなかったのである。このことは中國における近代的國民國家形成の困難さを國内周邊部から示すものであった。

註

（1）今堀誠二『中國の社會構造』（有斐閣、一九五三年、四一〜五五頁）及び同著『中國封建社會の構造』（日本學術振興會刊、一九七八年、七七三〜七八八頁）參照。

（2）安齋庫治「清末に於ける綏遠の開墾（一）、（下）、（三）」

(『滿鐵調査月報』第十八卷第十二號、昭和十三年十二月、第十九卷第一號、第二號、昭和十四年一月、二月)參照。

(3) 陳耳東『河套灌區水利簡史』(水利電力出版社、一九八八年)及び張殖華「清代河套農業及近代農田水利的興起」(中國水利學會水利史研究會・內蒙古自治區水利局編『河套水利史論文集』成都科技大學出版社、一九八九年)參照。

(4) 『河套新編』考七、河套歷代渠工考。また、『綏遠通志稿』卷二十四、水利に、「故老相傳謂、乾隆時、漢族之捕魚者、足跡至此、得地於近河處、用桔槔取水、大獲其利」とある。

(5) 『河套新編』記四、河套墾務調査記。

(6) 『五原廳史稿』卷下、風俗志。長城以南の山田の「十倍」という數字にはやや誇張があるにしても、後套の水地(渠地)と旱地を比較しても、作物にもよるが、およそ三~六倍の開きがあった(馮和法編『中國農村經濟資料(下)』華世出版社、一九七八年、一一五二頁)。

(7) 後套の水利開發については、拙稿「清代內蒙古の水利開發と地商經濟」(森田明編著『中國水利史の研究』(國書刊行會、近刊)參照。

(8) 貽穀『墾務奏議』「伊克昭盟杭錦旗報墾蒙地願各處一律改收押荒摺」。

(9) 近代的土地改革としての蒙旗墾務・土地丈放政策の實施とその挫折については、拙稿「清末內蒙古における『移民實邊』政策」(鹿兒島經濟大學『地域總合研究』第十九卷第二號、一九九二年三月)參照。

(10) 乾隆二十五年(一七六〇)に漢人の官治組織として薩拉齊廳が設置されたが、その管轄範圍は河套全域に及んでおり、廣すぎて官治なきに等しかった。光緒二十九年(一九〇三)に至り、後套と烏拉特三公旗の地に五原廳が薩拉齊廳から分治されたが、その規模は八鄉・二五九村・五、九七〇戶・二七、七四九口であり、清末に至っても「人稀地曠」の狀態にあった。因みに、後套の面積は約四萬方里(一萬平方キロ・メートル)あり、ほぼ東京の五倍、岐阜縣の面積に相當する。

(11) 例えば、烏拉特三公旗については、「咸豐三年(一八五三)、綏遠城將軍盛埒奏、烏拉特三公旗、生齒日繁、漸形窮苦、賒欠民人債物、及備辦軍臺差事、借貸銀錢、無力償還、陸續私租地畝數十處、每處寬長百十里或數十里、酌擬變通、應禁應開。下所司、議行」(『清史稿』卷五百二十、列傳三百七、藩部三、烏喇特)とあり、漢人への私租の現狀を追認している。

(12) 汪瀾「隨蹕紀恩」(『小方壺齋叢鈔六卷』卷二)。

(13) 『清聖祖實錄』卷百五十三、康熙三十年十二月丁亥の條。

(14) 同右、卷百八十一、康熙三十六年三月丁亥の條。

(15) 張晉仁「解放前的五原縣工商業」(『五原史料薈要』第八期、一九八五年六月)。大聖魁は隨軍貿易に從事する御用商人から出發し、內外蒙古貿易の總合商社となった(內蒙古文史資料第十二輯『旅蒙商大聖魁』一九八四年十二月、參照)。

(16) 註(11)に同じ。

(17) 「介紹三篇關於王同春的文字」二、巫寶三「附記」(『禹貢半月刊』第四卷第七期、民國二十四年十二月)。

(18)『皇朝道咸同光奏議』巻二十九、戶政類、屯墾、山西巡撫剛毅「籌議套外蘆金等處屯田事宜疏」。

(19)『清史稿』巻五百二十、列傳三百七、藩部三、鄂爾多斯。

(20) 貽穀『墾務奏議』「蒙藩延不遵調懇恩飭下理藩院嚴飭迅赴歸綏會商摺」。

(21) 同右、「會籌勘辦蒙旗墾務大概情形摺」。

(22)「蒙古聯合自治政府」地政總署編、整理墾務資料第二號『前綏遠墾務局資料（伊克昭盟・杭錦旗）』一九四〇年、整理番號五。

(23) 甘鵬雲『調查歸綏墾務報告書』巻一、伊盟墾務調查記、達拉特旗墾務。

(24)『河套新編』記四、河套農林調查記。

(25) 姚錫光『籌蒙芻議』巻下、「呈覆經畫東四盟蒙古條議」光緒三十二年丙午六月上練兵處王大臣。

(26)『臨河縣志』巻中、紀略、全境蒙旗界址戶口生計保衛禮俗召廟、民國二十年。

(27)『清高宗實錄』巻一九八、乾隆八年八月辛亥の條。なお、牛犋はその後小村を意味するようになった。

(28) 內蒙古自治區檔案館藏『欽差墾務大臣』第一〇二巻第二件（以下、『欽差墾務大臣』一〇二―二の形式で略記する）。

(29) 貽穀『蒙墾續供』、「光緒三十四年十二月十五日聲覆」。

(30)『欽差墾務大臣』三一一―三。なお、この租地約は次のとおり。

□□□□□人、達拉旗曼頭梅令。自因脩洗剛懋河新口渠路一道、化費均重、因爲不便、今將自己合少祖業色□□地、舊是老郭承首原地。原交界、正南至張樹林・席福成地爲界、西南至天生 爲界、正西至祥泰魁地爲界、北至把尔他拉地□□、□至十大股同源成地爲界、四至分明。今同中人說合、典租與

□□□□永遠耕種、出放爲業。同中人言明、押地良伍百兩、筆下現交二百伍十兩、明年交二百伍拾兩。開外與後、地內□□□□一切在內水路、應使剛懋河、隨商人方便使用。若有故人 奪此地渠路、口舍是非、有達拉旗一面承讚。地上若□□□□□□是非、等是有高喜□一面承讚。若有故人 奪此地渠路、口舍是非、一並等是有達拉旗一面承管。□□□□□□字相。每年加二丈地、地丈租交、不須短欠。此地子渠、相厓一並等照舊行。是兩家情愿、恐口無憑、□□□□□□爲後證用。

□□□□年拾一月拾參日

李七女 十

今同中人 張台几 十 立

滴外杆尔台几 十

(31) 西北墾務調查局編『西北墾務調查彙冊』宣統元年石印本影印、臺灣・華文書局、一一二頁。

(32)『欽差墾務大臣』三一一―三〇。その租地約は次のとおり。なお、ここには押租銀が明記されていない。

立出放地人、文約人、紅頂台几呎速尔。情因祖遺養連戶口□□五素地壹段、自己無力耕種、挖渠、澆灌。情愿出放與西鎮人餘三拉嗎、挖渠、澆灌、耕種、成約。仝人言明、隨放下加貳丈地、每壹年每頃地租錢捌仟文、洋烟地

每畝烟土弍刃、長年秋後完納、不許缺少。地四至交界、南至速將兎渠壩、西至咯嘆〔剛目〕河畔、北至黃不洞舊大渠壩、東至弍(ママ)到渠叉口魏九功住坐、四至分明。後日、河上攤派・渠上花費壹切、種地人出錢。地上交界、四至不明、有前約。爭奪者、有地主人台几(ママ)壹面承當。恐口無憑、專立蒙漢約爲證。

蒙古呵堯什　十　　知

同中見人

漢人王體　十　　立

大清光緒廿三年　三月廿七日

(33)『欽差墾務大臣』一〇六―二〇。

(34)　貽穀『墾務奏議』「統籌後套渠地全局亟宜大加修治推廣利源以規久遠摺」。

(35)『欽差墾務大臣』二八三―一〇。『欽差墾務大臣』三一一―八によれば、その「霍錫令呈報地渠推地約」は次のとおり。

董承宣　十

段云生　十

胡恆順　十

同中見人　李互　十

張德吉　十

段佼　十

梅令德力個　十

合

老不□

少

無罣保什號

立推地約人、周大純娃。今因自己使用不足、今將自己原辦到打拉齊〔達拉特〕色盖地壹段、情願推與霍禧林名下、永遠耕種爲業。同人言明、共作推地價銀參百伍拾兩整。日后有利、有害、有人爭奪、周大純娃一面承當。今隨原辦到蒙古地約壹張、四字(ママ)渠路、有原約爲證。兩出情願、永無反悔、立約爲證。其銀當日交足、不欠。

光緒三十年九月廿五日　　立

(36)　安齋庫治「蒙疆に於ける土地分割所有の一類型」(『滿鐵調査月報』第二十二卷第五號、昭和十七年五月)。

(37)　貽穀『墾務奏議』「籌議察哈爾右翼墾務辦法以期清弊而濬利源摺」。

(38)　註(6)に同じ。

(39)　註(6)に同じ。

(40)　「介紹三篇關於王同春的文字」三、曲直生「附記二」(『禹貢半月刊』第四卷第七期、民國二十四年十二月)。

(41)　賀揚靈『察綏蒙民經濟的解剖』(商務印書館、民國二十四年、一二七頁)。

(42)　貽穀『蒙墾陳訴供狀』「謹將查辦覆奏被參各款分晰條對呈請查覈」。

(43)　周學熙『綏遠河套治要』民國十三年、五〇頁。

(44)　韓梅圃『綏遠河套調查記』綏遠省民衆教育館、一九三四年、一四、一五頁。

(45)　註(23)に同じ。

(46)　註(43)に同じ。

(47) 『臨河縣志』巻中、紀略、風土習俗。

(48) 前掲『綏遠河套調査記』一〇三頁。なお、ここで「大地主の田地を租り」とあるのは租戸と佃戸を混同している。租戸は地主と借地關係にあり、佃戸・佃農＝分益農は地主と代耕・請負耕作の關係にあるとみるべきであろう。詳しくは、草野靖『中國の地主制』（汲古書院、一九八五年）及び柏祐賢『北支の農村經濟』（弘文堂書房、昭和十九年）第一編第四節・第五節、參照。

(49) 註(24)に同じ。

(50) 以上の農民分類については、前掲『中國の社會構造』、『中國の地主制』、『北支の農村經濟』及び中村哲『近代世界史像の再構成』（青木書店、一九九一年）、參照。

(51) 前掲『綏遠河套治要』七九頁。

(52) 註(24)に同じ。

(53) 『欽差綏務大臣』三一一―二七。

(54) 同右、一八六―一一。

(55) 同右、一五四―四。

(56) 同右、一〇七―一七。また渠道報效に際しては、「今地既歸公丈放。商民前約、以將地租銀支收各家錢項、所欠若干、恐花戶等問商民將新租除帳」とあり、租戸から地租の前拂（長支錢）を取って渠道維持費に充てていたため、租戸からも前拂金と新租との相殺要求の聲があがっていた。

(57) 同右、二五四―一八。

(58) 同右、一八六―一三。

(59) 同右、一五三―一六。なお、この德盛永は註(53)と同一の商號であり、後に德盛永が休業したため沒落過程を辿ることになる。

(60) 同右、一〇七―一七。

(61) 同右、二八五―三。

(62) 同右、一八二―一。

(63) 同右、一〇七―一七。また、「但、地內花戶墾種多年、去秋所澆之地、業已耕過。今、地既歸公。前此、公中支取各家錢項、所欠若干、恐伊等因現在租銀未能抵償、不無異說」とあり、やはり租戸から地租を上回る借金をしていた。

(64) 同右、一八六―六。なお、郭向榮は渠道報效當時には包頭鎭に城居しており、合夥の股分は王同春が呑牛して經營權を掌握していた。

(65) 同右、一五四―一。

(66) 『調查河套報告書』旅行日記錄。

(67) 段繩武「開發後套的商權」（『禹貢半月刊』第六卷第五期、民國二十五年十一月）。

(68) 『五原廳志稿』巻下、風俗、習尙。

(69) 蘇希賢「王同春―河套水利開發的傑出人才―」（中國人民政治協商會議・內蒙古自治區委員會編『王同春與河套水利』內蒙古文史資料第三十六輯、一九八九年十二月、六〇頁）。

(70) 華北農村經濟社會の特質については、前掲『北支の農村經濟社會』第一編、參照。

(71) 「五原地區自然災害史料」（『五原史料薈要』第七期、一九八四年十二月）。

(72) 張孝・秋辰「五原隆興長商號始末記」（『五原史料薈要』第

四期、一九八四年一月)。なお、隆興長は後に王同春に併合されている。

(73) 註(69)、六七、六八頁。

(74) 註(68)に同じ。

(75) 「五原王紳同春行狀」(『臨河縣志』巻下、雜記、附記)。

(76) 『欽差綏務大臣』一七〇—三一。

(77) 小川久男「包頭に於ける皮毛店・皮莊(一)」(『滿鐵調査月報』第二十一巻第七號、昭和十四年八月)。

(78) 「支那羊毛の現況」(『滿鐵調査月報』第十巻第九號、昭和十四年八月)。

(79) 註(15)に同じ。なお、王同春も邢臺出身である。

(80) 同右。なお、廣生西の財東の一人、箍扣子は王同春の女婿であったと言う。

(81) 例えば、臺灣における糖業資本による水利開發と商品米穀の生産については、森田明「清代臺灣中部の水利開發」(同著『清代水利史研究』亞紀書房、一九七四年。原載『福岡大學研究所報』第十八號、一九七三年十月)參照。

(82) 前揭『近代世界史像の再構成』二一七頁。

〔附記〕 本稿は鹿兒島經濟大學一九九二年度研究助成による研究成果である。

PUNISHMENT OF OFFICIALS DURING THE TANG DYNASTY
—With Particular Regard to Confiscation of Salary—

MATSUURA Norihiro

In the period from the end of the seventh to the early-eighth century in China, legal institutions were consolidated, and within this complication of laws and legal precedents the positions of officials were defined and delineated. In this paper, I examine the question of punishment of officials.

Punishment of officials was, on the whole, delineated by legal statutes. However, the application of these statutes was not specified in the legal code. This situation was due to the rapid change and development in this period of bureaucratic institutions, especially legal institutions. Within the evolution of the legal structure, categories of officials were definitively established and set forth. In this study, I examine in particular confiscation of salary as a form of punishment applied to court officials.

THE COMMERCIAL LANDHOLDER ECONOMY (DISHANG JINGJI 地商經濟) IN INNER MONGOLIA DURING THE QING PERIOD

TETSUYAMA Hiroshi

From the period of the latter half of the nineteenth to the beginning of the twentieth century, a highly commercialized agricultural system called Dishang Jingji was developed in Houtao 後套 district in Inner Mongolia. This system entailed private cultivation by Chinese merchants who were grouped in an internal colony. These merchants produced commercial grain via the cultivation of creeks to provide surplus value. That is to say, the Dishang Jingji system of production combined agriculture with

trade by utilizing capital investment in land development.

Agricultural production under the Dishang Jingji system was based on extensive farming carried out by the participants themselves, with commercial grain cultivated by small tenant farmers, shared-profit tenant cultivators, and hired-labour agricultural workers cultivating on and around their individual farms. The unique nature of the Dishang Jingji system lay in its combination of what came to be the modern landlord system of agricultural production and the management of early capitalism.

Commercial agricultural production carried out under this system expanded the scope of local production to become part of a national market and made possible expanded trade with Inner and Outer Mongolia. This latter was based on the supply of hides and furs from Mongolia, which were in turn marketed internationally as world-wide commodities. Thus, the Dishang Jingji system of production can be said to have played an important role in allowing Mongolia to enter the periphery of the modern international economy through its process of distribution.

This paper argues that the Dishang Jingji system was the production of native-born bourgeoisie located in the western part of Inner Mongolia, who were responding to the national and international conditions of the late-nineteenth century. Thus, the Dishang Jingji system can be said to have had a hand in preparing "from below" modernized systems of production in China. Ultimately, however, governmental attempts to impose modern reform from above could not be realized, and the merchant-cultivators who took parts in the Dishang Jingji system were forced to return to the role of traditional landlords levying rental payments. However, it is particularly important to note that China was to retain this seed of an indigenous attempt to develop a modern system of agricultural production in a late nineteenth-century internal periphery.